償却資産申告書の提出は1月31日（木）まで

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの

その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

ただし自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

これまでに申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので手続きをしてください。

※申告書は税務課及び各支所総合窓口課にあります。

申告対象となる償却資産（例）

【飲食店】
・厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

【小売店】
・商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】
・理美容椅子、洗面設備、サインポールなど

【農業】
・乾燥機、動力噴霧機、堆肥舎など

※申告された償却資産の評価額の合計が150万円に満たない場合は、課税されません。

◆提出期限
平成25年1月31日（木）

◆提出先　税務課、各支所総合窓口課

◆問い合わせ先　税務課
☎0859-54-5208
FAX 0859-54-2702

農薬は正しく使いましょう

今年9月に南部町内の池や水路、境港市内の川で魚が大量にへい死していることが確認されました。

両事案とも、現場の水やへい死した魚から農薬成分が検出されていて、この成分が直接的な原因物質であるという断定はできていませんが、農薬の不適切な取扱いが可能性として否定できません。

農薬を使用するときは・・・

1　農薬の使用基準を守りましょう

農薬を使用する時は、ラベルの注意書きをしっかり読み使用方法を守りましょう。

また、散布液は使用量に合わせて調製し、使い切るのが基本です。均一・適正量散布に心がけ、防除ほ場で使い切りましょう。

2　周辺環境へ気を配り散布しましょう

（1）近くに住宅や隣接作物がある場合

風向きに注意し、近くの住宅や隣接作物に飛散しないよう注意しましょう。住宅地などに隣接する農地での防除作業では、事前に近隣住民の方に防除作業の日程、場所をお知らせし、飛散・流出防止に努めましょう。

（2）河川等水系に注意

河川等水系に農薬が流入しないよう十分注意し、作業終了後の器具の洗浄水も河川等に流さないようにしましょう。また、河川の近くで魚毒性の強い農薬を使う場合は、特に注意しましょう。

（3）農薬容器の正しい処分

空容器や有効期限切れなどで不要になった農薬を処分する時は、購入店に相談する、許可された産業廃棄物業者に委託する、などしましょう。野焼きは禁止です。

◆問い合わせ先　農林水産課
☎0858-58-6116
FAX 0858-58-4024

林業退職金共済制度（林退共）からのお知らせ

林業の仕事をしていたことがありませんか？

林退共制度に加入していた方で、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていて、ご自身が林退共へ加入していたかどうかわからない方についてもお調べします。

また、罹災された共済契約者および被共済者の皆さまに対し、各種手続き（共済手帳の紛失、退職金の請求等）の必要が生じた場合は、できうる限りの範囲において速やかに対応したいと考えていますので、最寄りの支部または本部へお問い合わせ、ご相談ください。

◆問い合わせ先
独立行政法人勤労者退職金共済機構　林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2887
FAX 03-6731-2890